

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（注）グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」<u>第七条第五項第一号の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）</u>を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の５基準に基づきG-SIBsが選定されており、これに鑑み告示又は持株自己資本比率告示で指定する。</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（注）グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」<u>第2条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）</u>を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の５基準に基づきG-SIBsが選定されており、これに鑑み告示又は持株自己資本比率告示で指定する。</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の2関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】            定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</p> <p>① (略)</p> <p>② 「<u>国際統一基準行のうち、開示告示第2条第4項第3号イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するもの</u>」については、開示告示第2条第4項第3号に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するG-SIBsの選定指標に係るインストラクションに従った適切な開示。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>の2関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】            定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</p> <p>① (略)</p> <p>② 開示告示第2条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面によるG-SIBs選定指標に係る開示について、バーゼル銀行監督委員会が公表するG-SIBsの選定指標に係るインストラクションに従った適切な開示。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>